

平成 26 年 11 月 18 日

企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 25 年 9 月 13 日）を次のように訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

訂正後	訂正前	備考
<p>目的</p> <p>3. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。</p> <p>(1) 企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」</p> <p>(2) 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「<u>企業会計基準適用指針第 15 号</u>」<u>という。</u>）</p> <p>(3)～(5)（省 略）</p>	<p>目的</p> <p>3. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。</p> <p>(1) 企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」</p> <p>(2) 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」</p> <p>(3)～(5)（省 略）</p>	<p>字句の訂正 （第 49-5 項 において略称 を使用してい るため、本項 で略称を設定 する。）</p>
<p>会計基準</p> <p>連結貸借対照表の作成基準</p> <p>子会社株式の追加取得及び一部売却等</p> <p>29. 子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（以下「売却持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする^{（注 9）}。</p> <p>なお、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p>	<p>会計基準</p> <p>連結貸借対照表の作成基準</p> <p>子会社株式の追加取得及び一部売却等</p> <p>29. 子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（以下「売却持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする^{（注 9）}。</p> <p>なお、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。</p>	<p>字句の訂正</p>
<p>適用時期等</p> <p>44-4. 平成 23 年に改正された本会計基準（以下「平成 23 年改正会計基準」という。）の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p>	<p>適用時期等</p> <p>44-4. 平成 23 年に改正された本会計基準（以下「平成 23 年改正会計基準」という。）の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p>	<p>字句の訂正 （第 43 項(3) ①において略</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (1)の定めにかかわらず、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができる。なお、その場合には、平成23年改正会計基準と同時に改正された企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(ただし、同適用指針第4-4項の対象となる改正を除く)、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」についても同時に適用する必要がある。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 平成23年改正会計基準の適用初年度においては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。なお、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更による影響額の注記については、企業会計基準第24号第10項(5)の定めにかかわらず、上記(3)又は(4)による適用初年度の期首の利益剰余金に対する影響額を注記する。</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (1)の定めにかかわらず、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができる。なお、その場合には、平成23年改正会計基準と同時に改正された企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(ただし、同適用指針第4-4項の対象となる改正を除く)、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」についても同時に適用する必要がある。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 平成23年改正会計基準の適用初年度においては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。なお、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更による影響額の注記については、企業会計基準第24号「<u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」第10項(5)の定めにかかわらず、上記(3)又は(4)による適用初年度の期首の利益剰余金に対する影響額を注記する。</p>	<p>称が設定されているため、略称による記述に訂正する。)</p>
<p>議 決</p> <p>45-4. 平成25年改正会計基準は、第272回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>西川郁生(委員長) 新井武広(副委員長) 小賀坂 敦(副委員長) 関口智和 関根愛子 徳賀芳弘 淵田康之 正脇久昌</p>	<p>議 決</p> <p>45-4. 平成25年改正会計基準は、第272回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</p> <p>西川郁生(委員長) 新井武広(副委員長) 小賀坂 敦(副委員長) 関口智和 関根愛子 徳賀芳弘 淵田康之 正脇久昌</p>	<p>字句の訂正 (平成25年9月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。)</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>増 一 行 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 渡 部 仁</p>	<p>増 一 行 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 渡 部 仁</p>	
<p>結論の背景 経緯 (平成 23 年改正会計基準の公表) 49-4. しかしながら、同取扱いについては、その設定当初に比べ、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかなどの指摘を背景に、平成 19 年 3 月に、当面の対応として、同取扱いの定めにより出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）について、その概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第 15 号を公表している。</p> <p>また、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表した会計基準のコンバージェンスに関する「東京合意」も踏まえ、平成 21 年 2 月に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い及びそれに関する開示についての論点のほか、支配の定義と支配力基準の適用や、連結対象となる企業、支配が一時的な子会社についての検討をまとめた「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。これには、IASB から平成 20 年（2008 年）12 月に公表された公開草案第 10 号「連結財務諸表」に関する検討も含められていた。</p>	<p>結論の背景 経緯 (平成 23 年改正会計基準の公表) 49-4. しかしながら、同取扱いについては、その設定当初に比べ、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかなどの指摘を背景に、平成 19 年 3 月に、当面の対応として、同取扱いの定めにより出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）について、その概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第 15 号「<u>一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針</u>」を公表している。</p> <p>また、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表した会計基準のコンバージェンスに関する「東京合意」も踏まえ、平成 21 年 2 月に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い及びそれに関する開示についての論点のほか、支配の定義と支配力基準の適用や、連結対象となる企業、支配が一時的な子会社についての検討をまとめた「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。これには、IASB から平成 20 年（2008 年）12 月に公表された公開草案第 10 号「連結財務諸表」に関する検討も含められていた。</p>	<p>字句の訂正 （第 3 項において略称を設定するため、本項は略称による記述に訂正する。）</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>結論の背景 本会計基準の考え方について 基本的考え方</p> <p>51-3. また、平成 21 年論点整理へのコメントや当委員会の審議において、国際的な会計基準と同様に連結財務諸表の表示を行うことにより比較可能性の向上を図るべきという意見が多くみられたことを踏まえて検討を行った結果、平成 25 年改正会計基準では、当期純利益には非支配株主に帰属する部分も含めることとした（第 39 項(3)②参照）。</p> <p>ただし、前述の平成 21 年論点整理で述べられている理由により、親会社株主に係る成果とそれを生み出す原資に関する情報は投資家の意思決定に引き続き有用であると考えられることから、親会社株主に帰属する当期純利益を区分して内訳表示又は付記するとともに、従来と同様に親会社株主に帰属する株主資本のみを株主資本として表示することとした。この取扱いは、親会社株主に帰属する当期純利益と株主資本との連繋にも配慮したものである。また、親会社株主に係る成果に関する情報の有用性を勘案して、非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額について注記を求めることとした（第 55 項及び第 72 項参照、企業結合会計基準第 52 項（4））。</p> <p>なお、1 株当たり当期純利益についても、従来と同様に、親会社株主に帰属する当期純利益を基礎として<u>算定</u>することとなる（企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」第 12 項）。</p>	<p>結論の背景 本会計基準の考え方について 基本的考え方</p> <p>51-3. また、平成 21 年論点整理へのコメントや当委員会の審議において、国際的な会計基準と同様に連結財務諸表の表示を行うことにより比較可能性の向上を図るべきという意見が多くみられたことを踏まえて検討を行った結果、平成 25 年改正会計基準では、当期純利益には非支配株主に帰属する部分も含めることとした（第 39 項(3)②参照）。</p> <p>ただし、前述の平成 21 年論点整理で述べられている理由により、親会社株主に係る成果とそれを生み出す原資に関する情報は投資家の意思決定に引き続き有用であると考えられることから、親会社株主に帰属する当期純利益を区分して内訳表示又は付記するとともに、従来と同様に親会社株主に帰属する株主資本のみを株主資本として表示することとした。この取扱いは、親会社株主に帰属する当期純利益と株主資本との連繋にも配慮したものである。また、親会社株主に係る成果に関する情報の有用性を勘案して、非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額について注記を求めることとした（第 55 項及び第 72 項参照、企業結合会計基準第 52 項（4））。</p> <p>なお、1 株当たり当期純利益についても、従来と同様に、親会社株主に帰属する当期純利益を基礎として<u>計算</u>することとなる（企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」第 12 項）。</p>	<p>字句の訂正 （平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>
<p>平成 25 年改正会計基準による新たな取扱い</p> <p>53-2. 平成 25 年改正会計基準において新たな取扱いとなる主な事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 平成 20 年連結会計基準では、子会社株式を追加取得した場</p>	<p>平成 25 年改正会計基準による新たな取扱い</p> <p>53-2. 平成 25 年改正会計基準において新たな取扱いとなる主な事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 平成 20 年連結会計基準では、子会社株式を追加取得した場</p>	<p>参照条文の訂正</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>合はのれんを計上し、一部売却した場合及び子会社の時価発行増資等の場合は損益を計上することとしていたが、平成 25 年改正会計基準では、親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上することとした（第 28 項から第 30-2 項参照）。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>合はのれんを計上し、一部売却した場合及び子会社の時価発行増資等の場合は損益を計上することとしていたが、平成 25 年改正会計基準では、親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上することとした（第 28 項から第 30 項参照）。</p> <p>(2) (省 略)</p>	
<p>非支配株主持分の表示方法</p> <p>55. 平成 9 年連結原則以前の連結原則では、少数株主持分は負債の部に表示することとされていたが、平成 9 年連結原則では、少数株主持分は、返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮して、負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示することとされた。</p> <p>その後平成 17 年に公表された純資産会計基準では、貸借対照表上、少数株主持分は、純資産の部に区分して記載することとされた。平成 25 年改正会計基準により、少数株主持分は非支配株主持分に変更された（第 55-2 項参照）ものの、親会社株主に帰属する当期純利益と株主資本との連繋にも配慮し、純資産の部において、株主資本とは区分して記載することとした（純資産会計基準第 7 項）。</p>	<p>非支配株主持分の表示方法</p> <p>55. 平成 9 年連結原則以前の連結原則では、少数株主持分は負債の部に表示することとされていたが、平成 9 年連結原則では、少数株主持分は、返済義務のある負債ではなく、連結固有の項目であることを考慮して、負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示することとされた。</p> <p>その後平成 17 年に公表された純資産会計基準では、貸借対照表上、少数株主持分は、純資産の部に区分して記載することとされた。平成 25 年改正会計基準により、少数株主持分は非支配株主持分に変更された（第 55-2 項参照）ものの、親会社に帰属する当期純利益と株主資本との連繋にも配慮し、純資産の部において、株主資本とは区分して記載することとした（純資産会計基準第 7 項）。</p>	<p>字句の訂正（平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>
<p>資本連結の手続の明確化</p> <p>支配獲得後における資本連結の手続</p> <p>(子会社株式を一部売却した場合の処理)</p> <p>66-2. 平成 25 年改正会計基準の公開草案においては、子会社株式を一部売却した場合等で、親会社と子会社の支配関係が継続しているときは、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する額も、売却持分と同様に売却価額から控除し、これらの差額を資本剰余金とすることを提案していた。</p> <p>これは、購入のれん方式を採用している<u>本</u>会計基準において、のれんは投資原価の一部であり、また、親会社持分相当額しか計</p>	<p>資本連結の手続の明確化</p> <p>支配獲得後における資本連結の手続</p> <p>(子会社株式を一部売却した場合の処理)</p> <p>66-2. 平成 25 年改正会計基準の公開草案においては、子会社株式を一部売却した場合等で、親会社と子会社の支配関係が継続しているときは、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する額も、売却持分と同様に売却価額から控除し、これらの差額を資本剰余金とすることを提案していた。</p> <p>これは、購入のれん方式を採用している<u>現行</u>の連結会計基準において、のれんは投資原価の一部であり、また、親会社持分相当</p>	<p>字句の訂正</p> <p>(1. 「現行の連結会計基準」について、略称を設定している「本会計基準」に訂正する。)</p> <p>(2. 平成 25</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>上されていないため、他の資産及び負債とは異なるものであること、さらに、のれんの未償却額を減額しない場合には、一部売却した親会社持分相当額に対応するのれんの償却費が次期以降にも認識され、「親会社株主に帰属する当期純利益」が適切ではないという考え方に基づくものであった。</p> <p>しかしながら、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた審議の過程では、支配獲得後は支配が継続している限り、償却や減損を除き、のれんを減額すべきではないという考え方に基づく意見のほか、支配獲得後の追加取得時にはのれんが追加計上されない一方、一部売却時にのれんを減額すると、追加取得時の会計処理と整合した取扱いにはならないという意見もあった。</p> <p>このように、親会社と子会社の支配関係が継続している状況下で、子会社株式を一部売却した場合等におけるのれんの未償却額の取扱いについては、減額する方法及び減額しない方法のそれぞれに一定の論拠があると考えられるが、のれんを減額する場合における実務上の負担や、のれんを減額しないこととしている国際的な会計基準における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないこととした。</p>	<p>額しか計上されていないため、他の資産及び負債とは異なるものであること、さらに、のれんの未償却額を減額しない場合、一部売却した親会社持分相当額に対応するのれんの償却費が次期以降にも認識され、「親会社株主に帰属する当期純利益」が適切ではないという考え方に基づくものであった。</p> <p>しかしながら、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた審議の過程では、支配獲得後は支配が継続している限り、償却や減損を除き、のれんを減額すべきではないという考え方に基づく意見のほか、支配獲得後の追加取得時にはのれんが追加計上されない一方、一部売却時にのれんを減額すると、追加取得時の会計処理と整合した取扱いにはならないという意見もあった。</p> <p>このように、親会社と子会社の支配関係が継続している状況下で、子会社株式を一部売却した場合等におけるのれんの未償却額の取扱いについては、減額する方法及び減額しない方法のそれぞれに一定の論拠があると考えられるが、のれんを減額する場合における実務上の負担や、のれんを減額しないこととしている国際的な会計基準における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないこととした。</p>	<p>年9月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>
<p>(資本剰余金の期末残高が負の値になった場合の取扱い)</p> <p>67-2. 支配獲得後の親会社の持分変動による差額は資本剰余金とされたことに伴い、資本剰余金の期末残高が負の値になる場合があり得る。この場合は、自己株式等会計基準第40項と同様に、連結会計年度末において、資本剰余金を零とし、当該負の値を利益剰余金から減額することとした(第30-2項参照)。</p> <p>なお、連結財務諸表においては、資本剰余金を区分しないことから、上記の取扱いは、資本剰余金全体が負の値となる場合であることに留意する必要がある。</p>	<p>(資本剰余金の期末残高が負の値になった場合の取扱い)</p> <p>67-2. 支配獲得後の親会社の持分変動による差額は資本剰余金とされたことに伴い、資本剰余金の期末残高が負の値になる場合があり得る。この場合は、自己株式等会計基準第40項と同様に、連結会計年度末において、資本剰余金を零とし、当該負の値を利益剰余金から減額することとした(第30-2項)。</p> <p>なお、連結財務諸表においては、資本剰余金を区分しないことから、上記の取扱いは、資本剰余金全体が負の値となる場合であることに留意する必要がある。</p>	<p>字句の訂正(参照先が同一の会計基準のため、「参照」を記述する。)</p>
<p>適用時期等</p>	<p>適用時期等</p>	

訂正後	訂正前	備考
<p>75. 第 44 項(1)及び(2)における企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項には、部分時価評価法の廃止（第 20 項等参照）や、子会社株式の段階取得における会計処理（第 23 項(1)参照）、負ののれん（子会社株式の追加取得の結果生じたものを含む。）の会計処理（第 24 項等参照）、その他本会計基準に定めのない企業結合及び事業分離等に関する事項（第 19 項参照）、企業結合及び事業分離等に関する注記事項（注 15 参照）が含まれる。また、その他連結財務諸表に係る事項については、連結損益計算書における少数株主損益調整前当期純利益の表示が含まれる。</p>	<p>75. 第 44 項(1)及び(2)における企業結合及び事業分離等に関する会計処理及び注記事項には、部分時価評価法の廃止（第 20 項等）や、子会社株式の段階取得における会計処理（第 23 項(1)）、負ののれん（子会社株式の追加取得の結果生じたものを含む。）の会計処理（第 24 項及び注 8(2)等）、その他本会計基準に定めのない企業結合及び事業分離等に関する事項（第 19 項）、企業結合及び事業分離等に関する注記事項（注 15）が含まれる。また、その他連結財務諸表に係る事項については、連結損益計算書における少数株主損益調整前当期純利益の表示（第 39 項(3)）が含まれる。</p>	<p>字句の訂正 （参照先が同一の会計基準のため、「参照」を記述する。）及び参照条文の訂正 （参照先の条文が改正されたため、参照条文を削除する。）</p>

以 上

平成 26 年 11 月 18 日

企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」

企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」（最終改正平成 25 年 9 月 13 日）を次のように訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

訂正後	訂正前	備考
<p>会計基準 議決</p> <p>59-3. 平成 25 年改正会計基準は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、<u>以下</u>のとおりである。</p> <p>西 川 郁 生（委員長） 新 井 武 広（副委員長） 小賀坂 敦（副委員長） 関 口 智 和 関 根 愛 子 徳 賀 芳 弘 淵 田 康 之 正 脇 久 昌 増 一 行 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 仁 渡 部 仁</p>	<p>会計基準 議決</p> <p>59-3. 平成 25 年改正会計基準は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は<u>以下</u>のとおりである。</p> <p>西 川 郁 生（委員長） 新 井 武 広（副委員長） 小賀坂 敦（副委員長） 関 口 智 和 関 根 愛 子 徳 賀 芳 弘 淵 田 康 之 正 脇 久 昌 増 一 行 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 仁 渡 部 仁</p>	<p>字句の訂正 （平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>

以 上

平成 26 年 11 月 18 日

企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（最終改正平成 25 年 9 月 13 日）を次のように訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

訂正後	訂正前	備考
<p>結論の背景 純資産の部の表示</p> <p>27. かつて、資本の部は資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分されていたが、平成 13 年における商法の改正により、資本金及び資本準備金の取崩によって、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金では処理されないものが生ずることとなった。また、同改正に伴う自己株式の取得や処分規制の緩和により生ずることとなった自己株式処分差益も、同様の性格を有するものと考えられている。これらに対応するために、当委員会では、平成 14 年 2 月に企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(平成 17 年 12 月に「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」として改正されている。)を公表し、資本性の剰余金を計上する資本剰余金の区分を設け、また、これに合わせ、利益性の剰余金を計上する利益剰余金の区分を設けた。</p>	<p>結論の背景 純資産の部の表示</p> <p>27. かつて、資本の部は資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分されていたが、平成 13 年における商法の改正により、資本金及び資本準備金の取崩によって、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金では処理されないものが生ずることとなった。また、同改正に伴う自己株式の取得や処分規制の緩和により生ずることとなった自己株式処分差益も、同様の性格を有するものと考えられている。これらに対応するために、当委員会では、平成 14 年 2 月に企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を公表し、資本性の剰余金を計上する資本剰余金の区分を設け、また、これに合わせ、利益性の剰余金を計上する利益剰余金の区分を設けた。</p>	<p>字句の訂正 (平成 17 年 12 月の改正において会計基準の名称が変更されている旨を記述する。)</p>

以 上

企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」

企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(最終改正平成 25 年 9 月 13 日)を次のように訂正する(訂正部分に下線を付している。)

訂正後	訂正前	備考
<p>結論の背景 注記事項</p> <p>24. 株主資本等変動計算書の注記事項については、株主資本に関して、他の会計基準で求めている注記事項に加え、国際的な会計基準で求められている注記事項にも配慮して定めている。</p> <p>他の会計基準で求めている注記事項については、平成 17 年 12 月の改正前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(平成 17 年 12 月に「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」として改正されている。)において注記事項とされていた期末における発行済株式の種類及び総数、期末に保有する自己株式の種類及び株式数を株主資本等変動計算書の注記事項として統合することとした。さらに、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」における注記事項との整合性も考慮して、新株予約権及び自己新株予約権に関する事項を連結株主資本等変動計算書の注記事項とした。</p> <p>また、国際的な会計基準では、上記以外に配当に関する事項の注記が求められていること及び配当情報の重要性を勘案し、当該事項を注記することとした。</p> <p>なお、現在の情報開示の中心が連結財務諸表であることから、注記事項は、原則として、連結株主資本等変動計算書に記載することとし、連結株主資本等変動計算書と個別株主資本等変動計算書の注記内容が異なる自己株式の種類及び株式数に関する事項については、個別株主資本等変動計算書にも記載することとした。</p>	<p>結論の背景 注記事項</p> <p>24. 株主資本等変動計算書の注記事項については、株主資本に関して、他の会計基準で求めている注記事項に加え、国際的な会計基準で求められている注記事項にも配慮して定めている。</p> <p>他の会計基準で求めている注記事項については、平成 17 年 12 月の改正前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」において注記事項とされていた期末における発行済株式の種類及び総数、期末に保有する自己株式の種類及び株式数を株主資本等変動計算書の注記事項として統合することとした。さらに、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」における注記事項との整合性も考慮して、新株予約権及び自己新株予約権に関する事項を連結株主資本等変動計算書の注記事項とした。</p> <p>また、国際的な会計基準では、上記以外に配当に関する事項の注記が求められていること及び配当情報の重要性を勘案し、当該事項を注記することとした。</p> <p>なお、現在の情報開示の中心が連結財務諸表であることから、注記事項は、原則として、連結株主資本等変動計算書に記載することとし、連結株主資本等変動計算書と個別株主資本等変動計算書の注記内容が異なる自己株式の種類及び株式数に関する事項については、個別株主資本等変動計算書にも記載することとした。</p>	<p>字句の訂正 (平成 17 年 12 月の改正において会計基準の名称が変更されている旨を記述する。)</p>

以上

企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（最終改正平成 25 年 9 月 13 日）を次のように訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

訂正後	訂正前	備考
<p>適用指針 Ⅲ. 取得の会計処理 6. 取得原価の配分方法 (1) 暫定的な会計処理の確定処理 (以下、略)</p>	<p>適用指針 Ⅲ. 取得の会計処理 6. 取得原価の配分方法 (1) 暫定的な会計処理の確定又は見直し処理 (以下、略)</p>	<p>字句の訂正 (平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。)</p>
<p>9. 逆取得となる吸収合併の会計処理 (1) 吸収合併存続会社（非取得企業）の個別財務諸表上の会計処理 会計処理方法の統一 84-5. 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で会計処理方法に違いがある場合には、同一の環境下で行われた同一の性質の取引等については会計処理方法の変更に準じて、適切と考えられる方法に統一する。会計処理方法の統一は、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い」に準じて行う。 なお、退職給付に係る負債に係る会計基準変更時差異の費用処理年数が吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の間で異なっても、当該差異は「同一の環境下で行われた同一の性質の取引等」には該当せず、会計処理方法の統一は求められないと解される。したがって、企業結合後においても各結合当事企業が採用していた費用処理年数をそのまま引き継ぐものとする。</p>	<p>9. 逆取得となる吸収合併の会計処理 (1) 吸収合併存続会社（被取得企業）の個別財務諸表上の会計処理 会計処理方法の統一 84-5. 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で会計処理方法に違いがある場合には、同一の環境下で行われた同一の性質の取引等については会計処理方法の変更に準じて、適切と考えられる方法に統一する。会計処理方法の統一は、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 56 号「親子会社間の会計処理の統一に関する<u>当面の</u>監査上の取扱い」に準じて行う。 なお、退職給付に係る負債に係る会計基準変更時差異の費用処理年数が吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の間で異なっても、当該差異は「同一の環境下で行われた同一の性質の取引等」には該当せず、会計処理方法の統一は求められないと解される。したがって、企業結合後においても各結合当事企業が採用していた費用処理年数をそのまま引き継ぐものとする。</p>	<p>字句の訂正 (改正時点の実務指針の名称に訂正する。)</p>
<p>Ⅵ. 共通支配下の取引等の会計処理 3. 共通支配下の取引等に係る対価 (2) 完全親子会社関係にある組織再編において対価が支</p>	<p>Ⅵ. 共通支配下の取引等の会計処理 3. 共通支配下の取引等に係る対価 (2) 完全親子会社関係にある組織再編において対価が支</p>	<p>字句の訂正 (参照先が同一の会計基準のた</p>

訂正後	訂正前	備考
<p style="text-align: center;">払われない場合の会計処理</p> <p>203-2. 組織再編の対価が支払われない場合であっても、以下の組織再編の形式であって、結合当事企業のすべてが同一の株主に株式のすべてを直接又は間接保有されているとき（完全親子会社関係にあるとき）は、結合当事企業は、次のように処理する（第 437-2 項及び第 437-3 項参照）。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 会社分割の場合</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 子会社の事業を親会社に移転する場合</p> <p>吸収分割承継会社である親会社は、子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の親会社の会計処理（第 218 項から第 220 項参照）に準じて処理する。ただし、移転する事業に子会社株式（親会社からみて孫会社株式）や関連会社株式が含まれている場合には、親会社は、当該子会社株式等の受入れについて、子会社が他の子会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の株主（親会社）の会計処理（第 257 項参照）に準じて処理する。</p> <p>吸収分割会社である子会社は、子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の子会社の会計処理（第 221 項参照）に準じて処理する。</p>	<p style="text-align: center;">払われない場合の会計処理</p> <p>203-2. 組織再編の対価が支払われない場合であっても、以下の組織再編の形式であって、結合当事企業のすべてが同一の株主に株式のすべてを直接又は間接保有されているとき（完全親子会社関係にあるとき）は、結合当事企業は、次のように処理する（第 437-2 項及び第 437-3 項参照）。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 会社分割の場合</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 子会社の事業を親会社に移転する場合</p> <p>吸収分割承継会社である親会社は、子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の親会社の会計処理（第 218 項から第 220 項参照）に準じて処理する。ただし、移転する事業に子会社株式（親会社からみて孫会社株式）や関連会社株式が含まれている場合には、親会社は、当該子会社株式等の受入れについて、子会社が他の子会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の株主（親会社）の会計処理（第 257 項）に準じて処理する。</p> <p>吸収分割会社である子会社は、子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合の子会社の会計処理（第 221 項参照）に準じて処理する。</p>	<p>め、「参照」を記述する。）</p>
<p>IX. 適用時期等</p> <p>331-4. 平成 25 年改正の本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。なお、第 70 項の定めについては、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。</p> <p>(2) (1) の定めにかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。なお、その場合には、第 70 項の定めについては、平成 26 年 4 月 1 日以後</p>	<p>IX. 適用時期等</p> <p>331-4. 平成 25 年に改正された本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。なお、第 70 項の定めについては、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。</p> <p>(2) (1) の定めにかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。なお、その場合には、第 70 項の定めについては、平成 26 年 4 月 1 日以後</p>	<p>字句の訂正 （平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の適用にあたっては、非支配株主との取引及び取得関連費用について過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の期首時点の累積的影響額を、適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</p> <p>(4) (3) の定めによらず、平成 25 年改正の本適用指針が定める新たな会計方針を適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。</p> <p>(5) 平成 25 年改正の本適用指針の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。</p>	<p>開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の適用にあたっては、非支配株主との取引及び取得関連費用について過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の期首時点の累積的影響額を、適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</p> <p>(4) <u>また</u>、(3) の定めによらず、平成 25 年改正会計基準が定める新たな会計方針を適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。</p> <p>(5) 平成 25 年改正会計基準の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。</p>	
<p>結論の背景</p> <p>V. 共通支配下の取引等の会計処理</p> <p>2. 共通支配下の取引と非支配株主との取引</p> <p>437. 企業結合会計基準では、企業集団内における組織再編の会計処理として共通支配下の取引と非支配株主との取引（共通支配下の取引等）を定めている。</p> <p>共通支配下の取引は、親会社の立場からは企業集団内における内部取引であるが、非支配株主との取引は、企業集団を構成する子会社の株主と、当該子会社を支配している親会社との間の取引であって、それは企業集団内の取引ではなく、親会社の立場からは外部取引と考えられる。</p> <p>ただし、企業集団内における組織再編のうち、例えば、親会社（吸収合併存続会社）と子会社（吸収合併消滅会社）との合併において、親会社が子会社の資産及び負債を受け入れることは企業集団内における内部取引であるが、親会社が合併の対価として交付する株式の交付先は子会社の株主（非支配株主）となるなど、共通支配下の取引と非支配株主との取引との区別は必ずしも明確ではない。したがって、企業集団内における組織再編のうち、</p>	<p>結論の背景</p> <p>V. 共通支配下の取引等の会計処理</p> <p>2. 共通支配下の取引と非支配株主との取引</p> <p>437. 企業結合会計基準では、企業集団内における組織再編の会計処理として共通支配下の取引と非支配株主との取引（共通支配下の取引等）を定めている。</p> <p>共通支配下の取引は、親会社の立場からは企業集団内における内部取引であるが、非支配株主との取引は、企業集団を構成する子会社の株主と、当該子会社を支配している親会社との間の取引であって、それは企業集団内の取引ではなく、親会社の立場からは外部取引と考えられる。</p> <p>ただし、企業集団内における組織再編のうち、例えば、親会社（吸収合併存続会社）と子会社（吸収合併消滅会社）との合併において、親会社が子会社の資産及び負債を受け入れることは企業集団内における内部取引であるが、親会社が合併の対価として交付する株式の交付先は子会社の株主（非支配株主）となるなど、共通支配下の取引と非支配株主との区別は必ずしも明確ではない。したがって、企業集団内における組織再編のうち、どの取引</p>	<p>字句の訂正 （平成 25 年 9 月の改正時に公表した新旧対照表と整合性を図る。）</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>どの取引について非支配株主との取引に準じた会計処理を適用するのが主要な論点となる。</p> <p>この論点について、本適用指針では、組織再編の形式が異なっても、組織再編後の経済的実態が同じであれば、連結財務諸表上（合併の場合には個別財務諸表上）も同じ結果が得られるように会計処理を検討した。</p> <p>このため、本適用指針では、企業結合会計基準により会計処理が定められている株式交換等の会計処理を共通支配下の取引等の会計処理の基本とし、この他の代表的な組織再編と考えられる取引について、それと整合的な会計処理を検討した。</p>	<p>について非支配株主との取引に準じた会計処理を適用するのが主要な論点となる。</p> <p>この論点について、本適用指針では、組織再編の形式が異なっても、組織再編後の経済的実態が同じであれば、連結財務諸表上（合併の場合には個別財務諸表上）も同じ結果が得られるように会計処理を検討した。</p> <p>このため、本適用指針では、企業結合会計基準により会計処理が定められている株式交換等の会計処理を共通支配下の取引等の会計処理の基本とし、この他の代表的な組織再編と考えられる取引について、それと整合的な会計処理を検討した。</p>	
<p>9-3. 株式交換等の直前に子会社（株式交換完全子会社等）が自己株式を保有している場合の取扱い</p> <p>447-3. 株式交換又は株式移転の直前に子会社（株式交換完全子会社等）が自己株式を保有している場合、会社法上、親会社（株式交換完全親会社等）は、株式交換日又は株式移転日に当該自己株式（子会社株式）を取得し、これと引き換えに対価（親会社株式など）を子会社に交付しなければならない。この場合、子会社が受け入れた親会社株式及び親会社が取得した子会社株式に付すべき帳簿価額には、次の2つの考え方がある。</p> <p>(1) 子会社における自己株式の帳簿価額とする考え方 (2) 親会社株式の時価とする考え方</p> <p>(1)の考え方は、当該株式交換又は株式移転を共通支配下の取引として捉えるものであるが、本適用指針では、次の理由から、(2)の考え方によることとした（第238-2項参照）。</p> <p>① 当該株式交換又は株式移転にあたり、会社法上、親会社は、子会社が保有する自己株式に対して対価（親会社株式など）を交付し、子会社株式を取得することとなるが、もともと、株式交換日又は株式移転日に子会社が自己株式を保有するかどうか（株式交換日又は株式移転日の直前までに自己株式を消却するかどうか）は結合当事企業の意思決定の結果に依存する。こ</p>	<p>9-3. 株式交換等の直前に子会社（株式交換完全子会社等）が自己株式を保有している場合の取扱い</p> <p>447-3. 株式交換又は株式移転の直前に子会社（株式交換完全子会社等）が自己株式を保有している場合、会社法上、親会社（株式交換完全親会社等）は、株式交換日又は株式移転日に当該自己株式（子会社株式）を取得し、これと引き換えに対価（親会社株式など）を子会社に交付しなければならない。この場合、子会社が受け入れた親会社株式及び親会社が取得した子会社株式に付すべき帳簿価額には、次の2つの考え方がある。</p> <p>(1) 子会社における自己株式の帳簿価額とする考え方 (2) 親会社が付した子会社株式の取得原価とする考え方</p> <p>(1)の考え方は、当該株式交換又は株式移転を共通支配下の取引として捉えるものであるが、本適用指針では、次の理由から、(2)の考え方によることとした（第238-3項参照）。</p> <p>① 当該株式交換又は株式移転にあたり、会社法上、親会社は、子会社が保有する自己株式に対して対価（親会社株式など）を交付し、子会社株式を取得することとなるが、もともと、株式交換日又は株式移転日に子会社が自己株式を保有するかどうか（株式交換日又は株式移転日の直前までに自己株式を消却するかどうか）は結合当事企業の意思決定の結果に依存する。こ</p>	<p>字句の訂正 （第447-3項は、平成25年9月の改正時に公表した新旧対照表には記載されていない。新旧対照表との整合性を図るため、平成25年改正前の記述に訂正する。）</p>

訂正後	訂正前	備考
<p>のため、親会社と子会社との間で行う株式の交換は、当該株式交換又は株式移転と一体の取引として捉える必要はなく、会計上は、共通支配下の取引として処理する必然性はないこと</p> <p>② 子会社にとっては、当該株式交換又は株式移転により、資本控除されている自己株式が親会社株式という資産に置き換わり（資本取引の対象から損益取引の対象に変わり）、その連続性はなくなることになる。このため、子会社が受け入れる親会社株式の帳簿価額に自己株式の帳簿価額を付すのではなく、新たに受け入れる親会社株式の時価を基礎として処理することによって、株式交換又は株式移転後の子会社の損益を適切に算定することができること</p>	<p>のため、親会社と子会社との間で行う株式の交換は、当該株式交換又は株式移転と一体の取引として捉える必要はなく、会計上は、共通支配下の取引として処理する必然性はないこと</p> <p>② 子会社にとっては、当該株式交換又は株式移転により、資本控除されている自己株式が親会社株式という資産に置き換わり（資本取引の対象から損益取引の対象に変わり）、その連続性はなくなることになる。このため、子会社が受け入れる親会社株式の帳簿価額に自己株式の帳簿価額を付すのではなく、新たに受け入れる親会社株式の取得原価を基礎として処理することによって、株式交換又は株式移転後の子会社の損益を適切に算定することができること</p>	
<p>VI. 開示</p> <p>3. 企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額の開示</p> <p>共通支配下の取引と非支配株主との取引</p> <p>454. 企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額（以下、本項及び次項において「連結損益計算書への影響の概算額」という。）の算定にあたっては、その前提条件等が企業結合ごとに異なることが想定され、詳細な方法を示すことは困難と考えられる。</p> <p>このため、本適用指針では、連結損益計算書への影響の概算額の算定の基本的な考え方を示すとともに、実務に配慮し、前提条件を例示している（第 327 項参照）。したがって、当該情報を開示する場合には、本適用指針に示されている考え方に則して、企業結合ごとに一定の判断を加えることが必要になる。</p>	<p>VI. 開示</p> <p>3. 企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額の開示</p> <p>共通支配下の取引と非支配株主との取引</p> <p>454. 企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額（以下、本項及び次項において「連結損益計算書への影響の概算額」という。）の算定にあたっては、その前提条件等が企業結合ごとに異なることが想定され、詳細な方法を示すことは困難と考えられる。</p> <p>このため、本適用指針では、連結損益計算書への影響の概算額の算定の基本的な考え方を示すとともに、実務に配慮し、前提条件を例示している（第 320 項及び第 327 項参照）。したがって、当該情報を開示する場合には、本適用指針に示されている考え方に則して、企業結合ごとに一定の判断を加えることが必要になる。</p>	参照条文の訂正
<p>設例</p> <p>共同支配企業の形成の会計処理</p>	<p>設例</p> <p>共同支配企業の形成の会計処理</p>	<p>字句の訂正 （用語を、他の設</p>

